

## 五條市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五條市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成21年1月五條市条例第1号。以下「条例」という。）第11条及び五條市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（平成21年1月五條市規則第1号）第7条の規定に基づき、五條市が補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の規定によるものとする。

(補助金等)

第3条 補助金は、保存地区内にある土地、建築物等又は環境物件の所有者等で、保存計画に同意の上、それに基づく事業を行う者に対し、予算の範囲内で交付する。

(補助対象等)

第4条 補助金等の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の種類、当該対象となる経費及びこれに対する補助率並びに限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱による補助を受けた施工部にかかる事業については、補助対象事業としない。ただし、当該施工部について補助対象事業とするべき特段の理由が認められる場合又は当該事業が既にこの要綱による補助を受けた施工部と施工内容が重複しない事業である場合は、この限りでない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、五條市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、定められた期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 実施設計書(設計見積書)及び工事設計図面（配置図、平面図、立面図、仕上表、建具表、仕様書等）
- (4) 着工前の状況を示すカラー写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の交付の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請者にかかる補助金を交付すべきものと認めたときは、当該申請をした者に対し、五條市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定について、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第7条 第6条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は五條市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金計画変更承認申請書(様式第5号)を、補助事業の中止若しくは廃止しようとする場合は五條市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金中止・廃止承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請をした者に対して、変更の承認を行うときは、五條市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金計画変更承認書(様式第7号)をもって承認する。また、中止・廃止の承認を行うときは、五條市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金中止・廃止承認書(様式第8号)をもって承認する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに五條市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金実績報告書(様式第9号。以下「事業実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 竣工図及び精算設計書
- (4) 事業の成果を証する書類及びカラー写真
- (5) 建築物等の所有者であることを証する書類
- (6) その他市長が認めるもの

2 前項の事業実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度末日のいずれか早い日までとする。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助対象事業の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助事業者に対し、五條市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金確定通知書（様式第10号。以下「補助金確定通知書」という。）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の補助金確定通知書交付後、補助事業者から提出される五條市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付請求書（様式第11号）により、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の取消しを決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(指導監督)

第13条 市長は、補助事業者の補助対象事業実施に関して、適切な指導を行うとともに、必要に応じて内容を検査し、報告を求めることができる。

(書類等の整備保管)

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収支を証する書類等を整備し、補助対象事業の完了する日の属する翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(適正管理)

第15条 補助の対象となった建築物等及び環境物件の所有者等は、当該対象物件の適正な管理に努めなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

種類		補助対象	補助率	限度額
伝統的建造物の修理	建築物 主屋	外観保存及び構造耐力上必要な部分の修理に係る経費	8 / 10 以内	間口 1 m につき 100 万円
	建築物 離れ座敷 土蔵			桁行 1 m につき 100 万円
	工作物 塀	保存のために必要な修理に係る経費		200 万円
	工作物 石垣等			400 万円
伝統的建造物以外の建築物等の修景	建築物	外観の修景に係る経費	2 / 3 以内	700 万円
	工作物 塀			100 万円
	工作物 石垣等			200 万円
環境物件の復旧	樹木	復旧に係る経費	8 / 10 以内	100 万円